

岐阜市立藍川小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年3月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和2年6月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立藍川小学校『いじめ防止基本方針』」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校は小中一貫校であり、子どもたちは9年間をほぼ単学級で同じ仲間と生活を共にする。小規模校のため、固定的な人間関係が課題であり、いじめがあった場合でも学級を別にすることはできない。その集団の中で「いじめ」と向き合い、仲間とよりよい関係を築いていくことが必要である。本校の子どもたちは、学級ごとに人権宣言を作って互いを尊重した仲間づくりを大切にしている。「わかあゆあいさつ」や「なかよし遊び」など温かいかわりが引き継がれており、中学生には小学生を気遣う優しさがある。小中一貫校の仕組みを最大限使い、いじめを克服し、仲間とかかわる喜びにあふれる学校をつくりたい。



1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの様相

- ① ひやかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- ② 仲間はずれ、集団による無視【刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要】
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。【暴行】
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。【暴行・傷害】
- ⑤ 金品をたかられる。【恐喝】
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【窃盗、器物破損】
- ⑦ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。【強要、強制わいせつ】
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【名誉毀損、侮辱】

(3)いじめの理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に観察し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・報告のうえ、警察と連携した対応を図ることが必要である。

(4)いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて指導した後、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(5)基本認識

学校教育全体を通して、以下の内容について十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①いじめは、絶対に許されない。

- ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る。

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの人にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解決に向かわない。

- ・いじめは、一度の指導で終わらない。様々な立場から様々な場面で該当児童といった個のみならず学級などの集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(6)学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。いじめに対しての教職員の構えを4つの約束として以下に示し対応する。

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【大人と子どもたちとの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する→誰も一人ぼっちにさせない
- 2 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する→いじめはみんなで必ず止める
- 3 いつでもどんな相談でも聞く→どんなことも受け止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう→直ちに問題解決に立ち上がる

(7) 保護者・地域の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。一方で、保護者はその保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努めるとともに、その保護する児童がいじめを受けた場合には適切にいじめから保護し、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 市共通のいじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等)
達成感、充実感を味わうことのできる授業づくり(分かる・できる授業)、互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わえる居場所(集団)づくり(よいこと見つけ、ハートコンタクト、リーダー指導)、自分たちの生活をより良いものにしていく児童会・生徒会活動の充実(常時活動の徹底充実、「いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組」等)
- (2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)
問題行動等に立ち向かう教師の姿(全職員が最前線に対応)、全職員が共通理解・行動(組織的対応「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」)、望ましい人間関係を築く取組(ピアサポート、SEL)、認め・価値づけ(学級通信、朝の会・帰りの会の充実)、お互いの良さを認め合える視点を与える指導(教師主導のよいこと見つけ、ほめ言葉のシャワー)、児童生徒の声に耳を傾ける体制づくり(生活ノート、各種アンケートの「ダブルチェック」、「子どもの話を聞く会」)等
- (3) 生命や人権を大切にす指導(豊かな心の育成)
生命・人権を大切にす指導(特別活動等での体験的な活動、道徳教育)、教職員の人権感覚を高める取組(ブロック人権研修、校内研修)、命の教育、生命の尊厳への理解(自殺予防、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育)、いじめ未然防止等に関わる児童生徒主体の取組や活動(ハートコンタクト、いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間)等
- (4) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)
小集団学習の充実、日常生活の中で児童生徒の活躍の場の設定(役割(係)活動、清掃活動)、児童生徒の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け(学級通信、よいこと見つけ、ハートコンタクト)
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
情報モラル教育についての取組(学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修)、保護者や地域の方を対象とした研修、学校・家庭との連携(保護者への積極的な情報提供)

3 市共通のいじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
傍観者にならないための対応(SOSの出し方教育、SOSカード、SOS BOX、心配カード、情報提供アンケート)、いじめ発生時対応演習(ロールプレイング)、互いに仲間の変容に気付ける目(ハートコンタクト)
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
回答しやすい環境整備(自宅での記入、保護者配信メール等での周知、いじめアンケートと情報提供アンケートの活用、「ダブルチェック」を基本とした複数の職員での確認、些細な事象の積み上げ(生活ノートや児童生徒の行動観察等からの情報共有))
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底
いじめ対策監による見守り(校内巡視)、迅速かつ組織的に対応するための校内組織(フロー図①)、迅速かつ適切な情報共有(どのような組織で、誰と)

(4)教育相談の充実

あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全児童生徒を対象とする開発的教育相談、問題が発生しそうな児童生徒に働きかける予防的教育相談）

(5)教職員の研修の充実

学校いじめ基本方針の理解（ロールプレイング、実践的な研修）、組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）、事例研修（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案交流）、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認

(6)保護者・地域との連携

保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼（学校運営協議会、PTA役員会等）、事案発生時に関係する児童生徒の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）、管理職による情報提供の履行の見届け、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり（被害者側への寄り添い、いじめの認知）

(7)関係機関との連携

教育委員会への直ちに報告、関係機関との情報共有や指導の際の連携（警察、子ども相談所、エールぎふ、スクールロイヤー）、各種相談窓口の紹介

4 いじめ防止の取組の具体

岐阜市のいじめ対策パッケージに加えて、いじめの未然防止やよいよい仲間関係の構築のために学校独自の取組が必要である。いじめ対策では、資質・能力を身に付ける視点以外にも、「学級・学校・地域をつなげる反いじめのシステム」と、「子どもを取り巻く環境の影響を考えた環境的アプローチ」という2つの視点が極めて重要である。過去のいじめ事案に学び、いじめ対策に活かしていく不断の営みを基盤として次のいじめ防止の取組を進める。

(1)中核となる「体系的ないじめ防止プログラム」

(1.1)いじめに向き合う4つのルールを導入

【反いじめルールの導入】

- ・いじめに向き合う4つのルールを導入し、学校、学級、家庭、地域のどこでも同じこのルールを守るように指導する。いじめを止めるためには、子どもの日常のすべての場で取り組む必要がある。このルールは、世界各国で導入され成果をあげている「オルヴェウス・いじめ防止プログラム」の反いじめルールである。

いじめに向き合う4つのルール

- ①私たちは、他の人をいじめません。
- ②私たちは、いじめられている人を助けます。
- ③私たちは、一人ぼっちの人を仲間に入れます。
- ④私たちは、もし誰かがいじめられていれば、それを学校や家の大人に話します。

【年度初めのキック・オフ・イベント】

- ・いじめ防止のキック・オフ・イベントを年度始めに開催する。（いじめ対策監が主導）そこで、いじめに向き合う4つのルールを提示する。いじめ対策監が、計画委員会などを指導し、子どものアイデアで分かりやすく示すとよい。令和3年2月に導入したので、2年生以上は知っているが、学年の課題に応じて改めて意味を考えさせることが大切である。

- ・いじめ防止の取組について学校通信等を用いて保護者や地域に発信する。家庭や地域の大人がいじめについての情報を聞いた場合にはすぐに学校へ連絡をするなど、学校と同様の対応ができるように働きかける。

【反いじめルールの掲示】

- ・「いじめに向き合う4つのルール」と「いじめ解決に向けての流れ（子ども版）」を各階の廊下や教室に掲示する。

(1.2) いじめについてのクラスミーティング

【クラスミーティングの内容】

- ・いじめ防止プログラムで最も必要なのは、いじめのルールについて話し合うクラスミーティングを開く時間である。いじめのルールの意味を考えることを通して、許容される行為や一人ぼっちをつくらない仲間づくり、多様性や人権にかかわる問題などについて子どもが話し合う。話し合うことを通して、何をすることが嫌な思いをさせるのか、何をすることが一人ぼっちの人が安心してすることなのか、嫌な思いをする人がいるときに周りの仲間はどのような行動をするとよいのか、などについて明確にしていく。

【クラスミーティングの位置付け】

- ・クラスミーティングの時間を毎月の「いじめを見逃さない日（3日）」に位置付ける。総合的な学習の時間の5つのテーマの一つである「命・心・夢を守る」をテーマとする学習に含め、（16時間）、「いのち」を探究する学びとして位置付ける。1，2年生は、学級活動等で時間を確保する。

【総合的な学習の時間 テーマ「命・心・夢を守る」の内容（全16時間）】

いじめに向き合う4つのルールのキック・オフ・イベント	1時間
いじめに向き合う4つのルールの話し合い	11時間
6月～7月いじめ防止週間のいじめに向き合う集会	1時間
12月ひびきあい集会	2時間
コロナハラスメント	1時間

- ・クラスミーティングは、月に1時間開催する。1時間は長いので、実態や話し合うことに応じて、1時間×1回、または、0.5時間×2回という形で行う。2週間に1回程度、20分程度を定期的に行うこともよい。

(1.3) 保護者・地域といじめ防止を考える会

【保護者・地域への発信】

- ・いじめ防止の取組について学校通信等を用いて保護者や地域に発信する。家庭や地域の大人がいじめについての情報を聞いた場合にはすぐに学校へ連絡をするなど、学校と同様の対応ができるように働きかける。
- ・新たに土曜授業を活用して、「小中学生が保護者、地域の方といじめについて考え合う会」を開催する。

(1.4) 教職員による見守り活動

【教職員の配置】

- ・いじめ防止の重要な取組は、教職員による見守り活動である。過去に起きた凄惨ないじめ死事件や自校のいじめ事案に学べば、いつ、どこで、いじめは起きやすいのかは見えてくる。学校内では、いつも先生が見守り安心して生活できる。その環境をつくるのは、教職員の責務である。
- ・教職員が見守っているサインを送ることで、いじめが起こりにくい環境を作る。
- ・いじめ対策監が、見守り活動の配置を計画する。いじめ事案を随時見直し、課題を改善する。

【ハイリスクな被害・加害児童へのサポート】

- ・いじめを継続して見ると、いじめの被害者・加害者を繰り返すハイリスクな児童が明らかになる。そうした児童がどのように仲間にかかわるかを教職員が見守りサポートしていく。ハイリスクな被害・加害児童自身が困っている児童である。かかわり方のどこに問題があるのかを明らかにして、学校体制で必要な支援をする。

(1.5) いじめアンケート・情報提供アンケート

【実施方法】

- ・いじめアンケート・情報提供アンケートは、学年で実施日をずらして、一つ一つの学年に丁寧に対応できるように配慮する。

【アンケートで情報を得たいじめ事案の対応】

- ・いじめ防止等対策推進会議で全員のアンケートを確認する。
- ・学級担任が、アンケートからいじめ事案の情報をまとめた資料を作成する。その資料をもとにいじめ防止等対策推進会議で対応方針を決定する。
- ・いじめ事案の聞き取りは、原則、授業より優先して行うが、加害者側への影響も考えて、授業中または休み時間に行うかを判断する。
- ・学級担任が、各いじめ事案への対応をまとめた資料を作成し、いじめ防止等対策推進会議で事後の報告を行う。
- ・アンケートで情報を得たいじめ事案の対応の詳細は、別紙資料②に示した。

(1.6) 教職員のいじめ対応トレーニング

【意義】

- ・いじめ防止の最も必要な取組は、教職員のいじめ対応のトレーニングである。教職員は、信頼できる積極的な役割を果たすモデルとなる。

【内容・方法】

- ・いじめ事態への介入方法、聞き取りや指導・支援の仕方等について学び、スキルとして身に付けていく機会を一ヶ月に1回程度持つようにする。

(1.7) 教職員のいじめ防止研修・ミーティング

【内容】

- ・いじめの未然防止の取組、早期発見・早期対応の取組、教室ストレスを低減する方法等の研修を行う。
- ・いじめ事案の対応の報告やいじめ防止プログラムの情報共有を打合せや職員会等で適宜行う。
- ・いじめ対応トレーニング・いじめ防止研修・ミーティングの内容は別紙資料③に示す。

(2) 共に生きる力の育成

(2.1) よりよく生きるスキルの育成

【学習内容】

- ・他者の思いを考え望ましい行動をスキルとして身に付けるソーシャルスキルトレーニングの時間を位置付け、ソーシャルスキルの育成やセルフコントロールのスキルの育成を図る。
- ・この時間を総合的な学習の時間の5つのテーマの一つである「命を守る・心を守る・夢を守る」をテーマとする学習に位置付ける。(6時間) その他にも道徳や学活で実施することもできる。
- ・いじめ対策監が、実施時期や方法について提案し、各学級の実施状況を確認する。SSTの指導経験のある教員を講師としてミニ研修を行うとよい。

(2.2) 生き方の探究学習

【方針】

- ・総合的な学習の時間を軸に、道徳並びに特別活動の一部の時間を合わせて、「生き方の探究学習」と呼称し、カリキュラム全体を貫く基本テーマを「生命の尊厳への理解」に定める。

【総合的な学習の時間】

- ・総合的な学習の時間は、SDGsとの関連を図ってテーマを再編し、すべてを「生き方の探究学習」と捉える。

学年	3年	4年	5年	6年
主要なテーマ	あい川の町と自然	高齢者や障がいのある人と共に	米作りと食にかかわる課題	伝統や文化・自己の将来
SDGs	  	 	  	 

【特別活動】

- ・学級活動に、交通安全教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教育等「生命の尊厳への理解」を深める学びを位置付ける。

(2.3) 命・心・夢を守る学習

【学習内容】

- ・いじめについてのクラスミーティングの時間を総合的な学習の時間に位置付ける。
- ・性の多様性を認め合う学習、人権課題の学習等を、総合的な学習の時間、道徳、学級活動に位置付け、多様な他者と共に生きる力を育成する。詳細は、各年間指導計画に示す。

(2.4) 人権宣言

【活動内容】

- ・「7月3日いじめを考える日」と「12月ひびきあい集会」に学級の人権宣言の取組について学級ごとに発表を行い交流する。一年間通じて、互いの人権を大切にしたい学級をつくる。
- ・いじめを見逃さない日（毎月3日）に人権宣言の取組について啓発する。

(2.5) 全員のほめ言葉のシャワー

【活動内容】

- ・仲間を認め合う活動を通して、豊かで肯定的な仲間の見方を育成する。
- ・多面的な相互評価を通して、児童が豊かな言葉を獲得できるように指導する。
- ・「よいところ見つけ」は定着しているので、全員がほめられる機会が持てるように活動を設定する。
- ・「よいところ見つけ」では、カードに書く活動が多い。書くよりも話して相手に伝える活動を行う。直接、思いを伝え合うことで、伝える力、受け止める力を育成することができる。

(3) 学び合う授業

(3.1) 学び合う関わりを大切にした授業

【方針】

- ・ いじめ防止のためには、学ぶ喜びを実感できる授業をつくり、負のストレスを低減することが大切である。分かる子どもの発言で進む授業は、分からない子どもの孤立を生む。分からなさを共有して学び合い、一人一人の学びが成立する授業を小中学校の研究推進の中核において追究する。目指す姿は、「分からないことは仲間に主体的に訊いて、自分の力で学ぶ姿」「他者との差異に学び合う姿」である。これを実践していく上で「学びの共同体」の実践は参考になる。
- ・ 聴き合う関わりを築く。分からないことは、先生に聞くのではなく、隣の児童に聞けるようにして、学びの中で仲間づくりを進め、仲間と共に追究できる個をつくる。
- ・ 中学年から小集団学習を導入し、分からなさを共有して学び合い、一人一人の学びが成立する授業を追究する。

(4) 異学年交流

(4.1) 小中学校9学年による異学年交流

【重点】

- ・ 以前から小中学校の異学年交流で、ふれ合う喜びにあふれる姿が見られた。異学年交流は、固定的な人間関係に良い変化をもたらす。交流学年を設け、総合的な学習の時間等でどの学年にも小中学校の交流の場を位置付ける。総合的な学習の時間では、「生き方の探究学習」としてテーマや内容を再編し、単元の計画に異学年交流を位置付けた。
- ・ 交流学年以外にも異学年交流は可能である。
- ・ 異学年交流として、小学3年生と中学1年生の小中合同百々ヶ峰登山、小学6年生と中学生の合唱交流会が位置付いている。
- ・ 令和2年度：中学3年生の家庭科「保育実習」を小学1年生で実施。中学1年生が小学6年生に向けて総合の発表を実施。

5 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

(法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について)

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、ブロック担当生徒指導主事、生徒指導主事、各学年部生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭 等
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー 等

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「藍川小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） 入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 いじめを見逃さない日、キック・オフ・イベント、クラスミーティング 学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 職員研修会の実施 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> P T A総会で「方針」説明（書面） いじめを見逃さない日、クラスミーティング 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） 学校運営協議会等で「方針」説明 職員研修会の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止強化週間」の実施（6月28日～7月3日）（各学級の人権宣言の取組発表、S S T実施必須、ネット等いじめ研修） いじめを見逃さない日、クラスミーティング 教師による「よいこと見つけ」（児童への視点の提示） いじめアンケート・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施、及び即時対応 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 職員研修会の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめについて考える日」の実施（7月1日）「いじめについて考え合う集会」の実施（小中P T A地域合同）児童会生徒会が連携したいじめ防止の取組交流 S O Sミニレター配付 自殺予防教育 いじめアンケート・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施、及び即時対応 職員研修会の実施 第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 アセスメントシステム（S T A R）の実施 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） 	第1回 県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の実施 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 夏休み明けに配慮を要する児童への連絡と教育相談の実施 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりやホームページ等による取組の見直し等の公表 職員研修会の実施 いじめを見逃さない日、クラスミーティング 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 	

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施 ・いじめを見逃さない日、クラスミーティング ・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施、及び即時対応 ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会でいじめ防止の取組について説明 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを見逃さない日、クラスミーティング ・「いじめ防止月間」の取組（児童主体の取組、等） ・職員研修会の実施 ・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施、及び即時対応 ・アセスメントシステム（STAR）の実施 ・学校運営協議会の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施 ・いじめを見逃さない日、クラスミーティング ・「ひびきあいの日」「ひびきあい集会」の実施 ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け、いじめ防止対策の取組についての交流） 	第2回 県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施 ・いじめを見逃さない日、クラスミーティング ・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施、及び即時対応 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施 ・いじめを見逃さない日、クラスミーティング ・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施、及び即時対応 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） ・第3回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会の実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（いじめ防止基本方針の見直し） ・いじめを見逃さない日、クラスミーティング ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ対応の確認・見届け） 	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 （文科）

7 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

（「組織対応」「対応の重点」「大まかな対応順序」など。「いじめ防止これだけは！」平成24年9月：岐阜県教育委員会や「ほほえみと感動のある学校をめざして【三訂版】～いじめの未然防止のために～」平成24年3月：岐阜県教育委員会等を参照）

【組織対応】

・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。【対応の重点】

【大まかな対応順序】 別紙フロー図①参照

【対応の詳細】 別紙資料⑤「いじめの早期発見・早期対応に関する指導マニュアル」

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

(重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など)

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 学校評価における留意事項

(いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など)

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

別紙資料②

【いじめアンケート・情報提供アンケートの対応の詳細について】

いじめアンケート・情報提供アンケートの対応の順序と方法について以下のようにします。

時系列	学級担任の動き	学校の動き
アンケート回収日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートを回収する。 ・ アンケートを回収後、早めにいじめ対策監に渡す。 ・ アンケートに目を通し、対応の方針を表にまとめる。分かる情報は簡潔に入れる。分からない情報は、即日、または翌日聞き取ってできる範囲で入力する。 ・ 多数の訴えがある場合や大人数に渡っている場合は、即、いじめ対策監・管理職に協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策監は、学級担任よりアンケートを受け取り、コピーする。原本は、学級担任に渡す。 ・ いじめ対策監は、アンケートのコピーに目を通す。対応の必要なものに付箋を貼る。(緊急性を考え赤、黄、青の使い分け) ・ いじめ対策監の後は以前と同じように手渡しで回す。 ・ その日のうちに動いた方がよいと感じたものがあれば、学担に声をかける。
回収翌日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の聞き取りを始める。 ・ 放課後にいじめ防止等対策推進会議で自分が作成した表をもとに対応方針を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後にいじめ防止等対策推進会議を開催する。学担の作成した表をもとに対応方針を決定する。(いじめ事案報告書等の提出についても確認する) ・ 複数学年について確認する場合には、いじめ防止等対策推進会議を分けて並行して行う。
(水)～(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策監または管理職と相談しながら、対応(事実の聞き取り、双方への指導、保護者への連絡)を進める。 ・ 対応を簡潔に作成した表または、いじめ事案報告書に入力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応が追いついていかないことが想定できる場合は、次のアンケートを見送るなど対応を検討する。
(木)か(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後にいじめ防止等対策推進会議を開催する。学担の作成した表をもとに対応後の報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後にいじめ防止等対策推進会議を開催する。学担の作成した表をもとに対応の共通理解を図る。

※アンケートの回収曜日を変更することも検討する。

別紙資料③

【いじめ対応トレーニング・いじめ防止研修 計画】※職員会、打合せ等に位置付ける

内容の分類 ①いじめ防止研修 ②いじめ対応トレーニング ③教職員のいじめ防止ミーティング			
月	分類	研修内容	担当
4月	①	・学校いじめ防止基本方針の理解 特に「対応順序フロー図」「4いじめ防止の取組の具体」「2, 3市共通の取組」について	◎いじめ対策監 副校長
5月	②	・いじめアンケート、情報提供アンケートの進め方 ・いじめ事案の聞き取りや指導、支援、見届けについて	◎いじめ対策監 教頭
6月	③	・クラスミーティングの持ち方と仲間とよりよい関係を築くルールづくりについて ・4つのルールを子どもが守るための一貫した教師の対応について	◎いじめ対策監 副校長
7月	①	・教育相談の手法について	◎いじめ対策監 教育相談担当
8月	②	・いじめ事案の保護者への連絡や支援について	◎いじめ対策監 教頭
9月	②	・いじめ事案への介入の仕方について ・教職員の見守り活動について	◎いじめ対策監 副校長
10月	③	・クラスミーティングの持ち方と仲間とよりよい関係を築くルールづくりについて ・4つのルールを子どもが守るための一貫した教師の対応について	◎いじめ対策監 副校長
11月	①	・いじめ防止月間、ひびきあいの日に向けた取り組みの共通理解	◎いじめ対策監 人権主任 特活主任 情報主任
12月	②	・いじめ事案の継続した見届けについて	◎いじめ対策監
1月	③	・クラスミーティングの持ち方と仲間とよりよい関係を築くルールづくりについて ・4つのルールを子どもが守るための一貫した教師の対応について	◎いじめ対策監 副校長
2月	③	・いじめ等に関する引き継ぎ資料の見直し	◎いじめ対策監
3月	①	・学校いじめ防止基本方針の見直し	◎いじめ対策監

別紙資料④

【いじめを見逃さない日等 計画】

月	形態	内容	担当
4月	・キック・オフ・イベント ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監 教頭
5月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監
6月	・全校放送 ・クラスミーティング	・各学級の人権宣言づくりについて ・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監 人権主任
7月	・いじめ防止強化週間	・各学級の人権宣言の取組発表 ・S S T実施必須 ・ネット等いじめ研修	◎いじめ対策監 人権主任 特活主任 情報主任
	・いじめについて考え合う集会	・児童会生徒会が連携したいじめ防止の取組交流 ・小中P T A地域合同講演会 ・小中P T A地域合同縦割り班での交流	◎いじめ対策監 教頭
9月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監
10月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監
11月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめ防止月間 ・各学級の人権宣言の取組 ・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い ・ネットいじめ研修 ・S S T実施必須	◎いじめ対策監 人権主任 情報主任 特活主任
12月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監
	・ひびきあいの日 ・ひびきあい集会	・講演会 ・各学級の人権宣言の取組発表	◎いじめ対策監 人権主任
1月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監
2月	・全校放送 ・クラスミーティング	・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監
3月	・全校放送 ・クラスミーティング	・各学級の人権宣言の取組振り返り発表 ・いじめに向き合う4つのルールについて ・各学年に応じた4つのルールの話し合い	◎いじめ対策監 人権主任

別図 いじめ事案の指導の流れ 岐阜市立藍川小学校
令和2年4月改定



